秘密保持契約書（電子契約用サンプル）

株式会社**〇〇〇**(以下「甲」という。)及び〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、甲が乙に対し★★★の業務を乙に委託する(以下「本契約目的」という。)に当たって、両当事者間で交換される両当事者の情報の秘密保持義務に関し、下記のとおり契約する。

**第1条(定義)**

本契約において秘密情報とは、一方当事者が他方当事者に対し開示又は提供した

営業上の情報、技術上の情報、顧客に関する情報、個人情報(個人情報の保護に関す

る法律において定義される個人情報をいう。)を含む一切の情報をいうものとする。

**第2条(秘密保持義務)**

（1） 情報受領者(秘密情報の開示を受けた当事者をいう。)は、前条に規定する秘密情報について、厳に秘密を保持し、これを本契約目的の範囲内で使用するものとし、情報開示者(秘密情報を開示した当事者をいう。)の事前の書面または双方が合意した電磁的措置による承諾がないかぎり、第三者にこれを漏洩したり、開示したりしてはならない。ただし、本契約目的を達成するために必要な範囲内で、秘密保持義務を有する情報受領者の取締役・監査役・執行役員・従業員・コンサルタント・弁護士・税理士または公認会計士に開示する場合はこの限りではない。

（2） 情報受領者が前項ただし書の規定に従い、秘密情報を第三者に開示する場合には、情報受領者は当該第三者における秘密保持義務の遵守についても責任を負い、当該第三者に対し、必要な措置を講じなければならない。

（3） 前二項の規定は、本契約の終了後もその効力を有するものとする。

**第3条(適用除外)**

次の各号のいずれかに該当する情報については、両当事者はそれぞれ、前条の義務

を免れる。

（1）情報開示者から開示された時点で、既に公知となっていた情報

（2）情報開示者から開示された後で、情報受領者による本契約の違反行為によらずして公知となった情報

（3）情報開示者から開示された時点で、情報受領者が既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報

（4）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（5）秘密情報とは独立に自ら開発した情報

**第4条(秘密情報の返還・廃棄)**

情報受領者は、情報開示者からの請求があった場合又は本契約が終了した場合には、情報開示者より開示された秘密情報が含まれている書類・電子データその他すべての媒体を、情報開示者の指示に従い、速やかに返還又は廃棄しなければならない。

**第5条(反社会的勢力排除 )**

（1） 甲および乙は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、保証する。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、

社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

（2） 甲および乙は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、

何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(ア)反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(イ)自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合

(ウ)違法なあるいは相当性を欠く不当な要求

(エ)有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為

(オ)情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為

(カ)被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為

(キ)その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

(ク)相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合

（3）甲および乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負わない。

**第6条(秘密保持義務違反時の対応及び損害賠償)**

（1） 甲又は乙は、本契約に基づく秘密保持義務の違反状態を覚知した場合、直ちに相手

方当事者に対してその旨を通知するとともに、当該違反状態を是正するために必要

な措置を講じるものとする。

（2） 甲又は乙は、相手方当事者において本契約に基づく秘密保持義務の違反状態を覚

知した場合、直ちに相手方当事者に対して、当該違反状態を是正するために必要な措

置を講じることを求めることができる。

（3）甲又は乙は、相手方当事者が故意又は過失により本契約に基づく秘密保持義務に違反した場合、当該違反行為により被った損害の賠償を請求することができる。

**第7条(準拠法及び合意管轄)**

（1） 本契約は日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとする。

（2） 本契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第8条(誠実協議)**

本契約に規定のない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じたときは、両当事者は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。

なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

0000年00月00日

甲

　住 所:〇〇県〇〇市〇〇〇00-00-00

　株式会社〇〇〇

　代表取締役社長　〇〇 〇〇〇

乙

　住 所:〇〇県〇〇市〇〇〇00-00-00

　株式会社〇〇〇

　代表取締役社長　〇〇 〇〇〇

※注意事項

当契約書は参考雛形となりますので、ご利用については弊社では責任を負いかねます。

ご利用の際には必ず専門家とご相談し内容を変更の上ご利用ください。